

かながわDPAT運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国内で地震、台風、噴火、航空機・列車事故等の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した時に、精神科医療の提供や精神保健活動の支援等を行うために、神奈川県が組織する災害派遣精神医療チーム（DPAT：Disaster Psychiatric Assistance Team）（以下「DPAT」という。）の編成及び運営等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号の定めるところによる。

- (1)「登録医療機関」とは、DPATをチームとして派遣することができる医療機関で、運営委員会の承認を得て登録された医療機関のことをいう。
- (2)「DPAT構成員」とは、DPATの一員として活動することを、運営委員会の承認を得て登録された者をいう。DPAT構成員は、登録医療機関として登録される場合と個人として登録される場合がある。
- (3)「登録医療機関等」とは、登録医療機関及び個人で登録されたDPAT構成員の所属する医療機関及びDPATを行政機関で構成した機関のことをいう。
- (4)「先遣隊」とは、DPATを構成するチームのうち、発災から概ね48時間以内に被災した都道府県等において活動できるチームをいい、地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立精神医療センターの職員及び神奈川県精神保健福祉センターの職員等の行政職員によって構成される。
なお、県内発災時に限り、学校法人北里研究所北里大学病院の職員についても「先遣隊」とする。
- (5)「DPAT統括者」とは、神奈川県が派遣する全てのDPATを統括する者のことをいう。DPAT統括者は、神奈川県が選任する。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は神奈川県とし、横浜市、川崎市及び相模原市（以下「政令市」という。）と協働して実施することとする。

(運営委員会)

第4条 本事業を行うにあたり、行政機関の職員、精神科医等からなる運営委員会を設置し、以下の事項について審議するものとする。

- (1) DPAT 構成員の登録基準の作成及び登録審査・解除
 - (2) DPAT 構成員に対する研修・訓練の企画
 - (3) DPAT 活動要領の作成及び改訂
 - (4) DPAT 活動の評価
 - (5) DPAT 活動に関する情報交換、その他必要な事項
- 2 運営委員会の設置に必要な事項は別に定める。

(研修)

- 第5条 神奈川県は政令市と協力して、DPAT 構成員に対して、精神保健上の専門的対応技術及び相談支援技術の習得及びスキルアップ、チーム活動手法の訓練、活動報告の方法等の周知を目的として研修を実施する。
- 2 登録医療機関等の長は、前号の研修にDPAT 構成員を参加させるよう努める。
 - 3 研修は、対応技術の維持・向上のため、定期的を実施する。

(登録医療機関等)

- 第6条 神奈川県は、第5条の研修を受講した機関等について、第4条の運営委員会で諮った上で、かながわDPATとして登録することができる。
- 2 神奈川県は、登録医療機関自らの医師及び人員、物資、実働訓練他研修等の参加状況から継続的、実質的なDPATの派遣は不可能と判断される場合は、運営委員会に諮り、登録を解除することができる。

(DPAT事務局(厚生労働省委託事業)との連携)

- 第7条 神奈川県は、DPAT事務局(厚生労働省委託事業)と、日ごろから情報共有を図るとともに、DPAT事務局が主催する研修等に参加するなどして、情報収集及び情報交換に努める。

(編成・活動期間)

- 第8条 DPATは、医師1名、保健師又は看護師1名以上及び業務調整員等からなる1チーム3～5人編成を基本とする。
- 2 DPATの活動期間は、1チームあたり1週間(移動日2日、活動日5日)を標準とする。

(派遣要請)

- 第9条 神奈川県は、被災した都道府県等または厚生労働省から派遣要請を受けた場合は、登録医療機関等の長に対してDPATの派遣を要請する。
- 2 登録医療機関等の長は、神奈川県から派遣要請を受け、DPATの派遣が可能と判断した場合、速やかにDPAT構成員を派遣する。

- 3 被災した都道府県等からの要請がない場合でも、神奈川県知事が特に必要と判断した場合、DPAT統括者はDPAT調整本部を立ち上げ、神奈川県は登録医療機関等の長に対してDPATの派遣を要請することができる。
- 4 DPAT統括者は、関係機関等と調整のうえ、想定される業務等に係る情報を速やかにDPATに提供する。

(待機要請)

- 第10条 神奈川県、厚生労働省は、自然災害又は人為災害が発生し、被災地域外からの精神保健医療の支援が必要な可能性がある場合は、派遣要請の手順に準じて、DPAT派遣のための待機を要請する。
- 2 神奈川県は、DPAT派遣のための待機要請の検討を行う。検討事項については、別途かながわDPAT活動要領に定める。
 - 3 なお、待機を要請した場合、その解除は神奈川県が行う。

(活動内容)

- 第11条 DPATは、原則として、被災地域内の災害拠点病院、災害拠点精神科病院、保健所、避難所等に設置されるDPAT活動拠点本部に参集し、その調整下において被災地域で関係機関と連携し、次の各号に掲げる活動を行うものとする。
- (1) 被災地域における精神科医療の提供
 - (2) 被災地域における精神保健活動（被災者・家族・支援者・地域への支援）
 - (3) 被災した医療機関への専門的支援
- 2 DPATの活動に必要な事項は別に定める。

(安全の確保)

- 第12条 DPATは、前条に掲げる活動を行う場合、自ら安全の確認及び確保を行い、事故若しくは二次災害の防止に努めなければならない。
- 2 DPATは、活動に必要な通信手段、移動手段、医薬品のほか医療用資機材、生活手段等については、基本的に自ら確保するものとする。

(費用の支弁)

- 第13条 登録医療機関が、DPATの派遣に要した費用については、災害救助法が適用された場合、神奈川県が被災都道府県に対し、その費用を求償する。
- 災害救助法が適用にならない場合、DPATの派遣に要した費用は、神奈川県が派遣を要請した場合にのみ、神奈川県が負担する。
- ただし、待機に係る費用については、登録医療機関の負担とする。

(保障)

第14条 登録医療機関がかながわD P A Tとして活動し、D P A T活動のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合に備え、神奈川県はあらかじめ登録医療機関と事前の取り決めを行う。

(その他)

第15条 この要綱に定めるものの他、D P A Tの編成及び運営等に関し必要な事項は、神奈川県及び政令市が協議して定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年2月16日から適用する。